

くらしの情報

P1～P3	ごみの分別、リサイクル 一般廃棄物収集運搬許可業者
P4	し尿のくみ取り 火葬場の利用について
P5～P8	介護保険について
P9	地域包括支援センター
P10	お問い合わせ先

ごみの正しい分別に ご協力をお願いします



◎ いつも「このごみって何ごみだっけ？」と悩んでしまう……

Ⓐ ごみ分別の仕方は、次の3つの方法で確認できます！

① ごみの分け方・出し方 テキスト



② ごみ分別アプリ



Android



iOS

スマートフォンで、うえのコードを
読み取りすると簡単に登録できます。

令和7年4月1日から英語に
加えて、
ベトナム語
フィリピン語（タガログ語）
インドネシア語
中国語（繁体字）
への翻訳が可能となりました。

③ 組合ホームページ



ホーム > ごみ >
もくじ 一目でわかる
インデックス

組合ホームページは [こちら](#)

英語、中文（簡体字・繁体字）、
韓国語（ハングル）への翻訳も
できます。

ごみ集積所への出し方

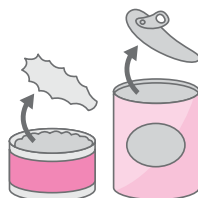
収集日当日の午前8時30分
までに、指定のごみ集積所へ。



1袋当たりの重さ
は、10kgまで。



缶詰のふたは、は
ずして「燃やせないごみ」に出して
ください。



「プラスチック製容器包装」で出せるも
のは、マークがあり、汚れていない
もの。

在宅医療廃棄物は、マークがあっても「燃やすごみ」へ！

ごみは、指定ごみ袋に全体が入り、を
十文字に縛って出せる
大きさのもの。



清掃センターによって分別方法が異なるごみ

	一関清掃センター	大東清掃センター
発泡スチロール	「発泡スチロール」へ ※袋に入るように、飛散しない程度に砕いて入れて差し支えありません。	「プラスチック製容器包装」へ
食品トレイ	白・色付きのどちらも 「発泡スチロール」へ ※販売店で食品トレイを回収している場合は、販売店の回収箱を利用してください。	白トレイは「白トレイ」へ 色付きトレイは 「プラスチック製容器包装」へ
スプレー缶 ※ガスをスプレー式のプラスチック容器を含む	「缶」へ さびや汚れがあっても可 ※スプレー缶（カセットコンロ用ボンベ、ヘアスプレー、殺虫剤など）は、容器に記載された取扱い方法により中身をからにし、必ず穴を空けて出してください。	「燃やせないごみ」へ
使い捨てライター	「燃やすごみ」へ ※使い捨てライターは、ガスを出し切ってから出してください。	「燃やせないごみ」へ

※「収集しません」の黄色いシールが貼られて収集されなかったごみは、シールの内容を確認し、出し直してください。出し直すときはシールをはがしてください。（シールが貼られたままのごみは回収しません。）

※ごみ袋の中身が全く見えないように内袋を使用したり、広告や新聞紙などで覆って出すことはしないでください。

※指定ごみ袋以外は使用できません。

使用済み小型家電の回収

家に眠っている携帯電話やデジカメなどはありませんか？

小型家電には、金、銀、レアメタルなどの貴重な有用金属（資源としての価値ある金属）が多く含まれています。組合では、一関市・平泉町の公共施設に設置している「使用済み小型家電回収ボックス」で回収しています。

小型家電回収ボックスの設置場所

構成市町	設置場所
一 関 市	一関市役所本庁・各支所、各市民センター、一関図書館、一関ヒロセユードーム、一関・大東清掃センター
平 泉 町	平泉町役場

※利用時間は、各公共施設の開館時間と同じです。



△出すときの注意点

回収ボックスに入らない大きさのものは、各清掃センターに直接持ち込んでください。

- 個人情報には必ず消去してください。
- 一度投入した小型家電は返却できません。
- 電池は取り外してください。
- 卓上用コンロのカセットボンベ等燃料容器は必ず外して出してください。
- パソコンのうちデスクトップパソコン(モニター含む)は、小型家電回収ボックスに出すことはできません。

再生品の抽選販売

一関清掃センターでは、ごみとして搬入された家具や自転車を修理し、再生品として抽選販売しています。抽選販売は、年5回（6・8・10・12・2月）行っており、詳しくは、一関市と平泉町の広報等でお知らせします。

展 示 場 所	一関清掃センターリサイクルプラザ（1階エントランスホール／3階再生工房室前）
対 象 者	一関市または平泉町に住所がある小学生以上の方で、 引取期限までに各自で運搬ができる方
申込方法等	●一関清掃センターリサイクルプラザに来館して申し込み（※電話申し込みは不可） ●1人2点まで申し込みができます。ただし、重複しての申し込みはできません。 ●抽選結果は、当選者にのみ電話連絡をいたします。
受 付 時 間	月曜日～金曜日：8時30分～16時30分（11時45分～13時除く） 土曜日：8時30分～11時30分 ※日・祝は受付しておりません。
注 意 事 項	【自転車の引取について】 ●引取の際に、販売証明書を交付しますので、当選された方は、最寄りの自転車販売店等で防犯登録を必ず行ってください。 【申込の無効、当選後のキャンセルについて】 ●1人で3点以上の申し込みをされた場合はすべて無効となります。 ●当選後のキャンセルはできません。

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

家庭から出たごみや粗大ごみ等の収集は、次の許可業者にご依頼ください。

家電リサイクル法対象機器の収集は、下記業者のうち、「家電4品目」の列に「収集可」と記載のある業者に依頼できます。また、「備考」の列に「家電リサイクル券取扱者」と記載のある業者には、収集のほかに家電リサイクル券の購入を依頼することができます。

許可業者名	☎電話番号	家電4品目	備 考
(株)一般公害集配センター	38-2355	収集可	家電リサイクル券取扱者
(株)一関環境保全センター	26-5314	収集可	家電リサイクル券取扱者
(有)県南クリーン	25-2449		
新生ビル管理(株)	21-3222	収集可	家電リサイクル券取扱者
(有)セレクトクリーン	23-0366	収集可	
クリーンセンター花泉(有)	82-5393		
(有)花泉環境サービス	82-4085	収集可	家電リサイクル券取扱者
(有)東磐クリーンサービス	77-2108		
(有)東磐収集社	56-2556	収集可	
ニッコー・ファインメック(株)	56-2601		
許可業者名	☎電話番号	家電4品目	備 考
千田古物商	53-2456		一関市のうち大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域のみ収集
(有)東部産業	35-3451	収集可	
(有)小山重機	43-3318		
(有)バイオ・グリーン	61-3602		木くずのみ収集
(有)グリーン総業	62-2412		木くずのみ収集
(有)平泉清掃社	46-5370		
(有)平泉衛生社	46-3934		平泉町のみ収集
(株)オイラー	0197-25-7315	収集可	
熊谷俊成	0226-55-2709	収集可	
若清テクノ(株)	0228-32-5355		一関市のみ収集

※許可業者は令和7年2月1日現在の情報です。

し尿のくみ取り

くみ取りの依頼は、次の各地域の担当業者へ申し込みください。年末年始、大型連休、お盆などの前は、依頼が集中しますので、お早めにご連絡をお願いします。

地 域		担当業者	☎電話番号
一 関 市	一関地域（一関・中里・真滝・ 厳美・舞川・弥栄地区）	(有)一関衛生事業協会	23-4408
	一関地域（山目、萩荘地区）	(有)青葉衛生	23-4054
	花泉地域	(有)花泉衛生社	82-2358
		クリーンセンター花泉(有)	82-5393
	大東・千厩（磐清水地区に限る）・川崎・藤沢地域	(有)東磐清掃事業協会	53-2255
平 泉 町	千厩（磐清水地区を除く）・ 東山・室根地域	(有)東磐浄化そうセンター	52-2447
	公徳社	(有)平泉衛生社	46-4235
			46-3934

【営業日】

月～金曜日

【休業日】

土・日・祝日・年末年始
(12月29日～1月3日)

※予約などの都合から、
当日対応や、急なご依頼
には対応できない場合が
あります。

余裕を持って、お早めに
ご依頼ください。

※お盆に休業する業者も
ありますので、あらかじめ
ご確認ください。

くみ取り料金の変更のお知らせ

原油価格等の高騰により、令和7年5月1日からし尿くみ取り料金が、下記のとおり変更となります。

- 1回のくみ取り量200リットルまで **新料金 2,300円（税込）** ※令和7年4月まで1,940円（税込）
- 1回のくみ取り量が200リットルを超えた場合の10リットル当たり
新料金 115円（税込） ※令和7年4月まで97円（税込）

火葬場の利用について

開館時間	午前8時30分から午後5時まで	閉 館 日	1月1日・友引の日
申込方法	斎苑に直接電話するか、葬祭業者を通じて予約してください。 予約の受付時間は、午前7時から午後9時まで（年中無休）です。 （ただし、小動物の火葬予約は、斎苑開館日の午前8時から午後4時30分まで。）		

一関市における夜間の埋火葬許可証交付の変更について

これまで、一関市役所本庁に死亡届が出された場合は、日中・夜間を問わず「埋火葬許可証」を交付しておりましたが、令和7年4月1日から取扱いが変更になり、夜間（閉庁時間）は「埋火葬許可証」が交付されないこととなりましたのでご注意ください。なお、死亡届の受領および日中の取扱いについては変更ありません。（詳しくは下記の表を参考にしてください。）

区分及び交付時間		埋火葬許可証 の交付	区分及び交付時間		埋火葬許可証 の交付
一関市役所 本庁 ※日直 あり	平日 8:30～17:15	○	一関市役所 千厩支所 ※日直 あり	平日 8:30～17:15	○
	窓口延長日 8:30～19:00	○		窓口延長日 8:30～19:00	○
	土日祝日等閉庁日 8:30～17:15	○		土日祝日等閉庁日 8:30～17:15	○
	閉庁時間（夜間） 17:15～翌日8:30	×	一関市役所 花泉・大東 東山・室根 川崎・藤沢 各支所	平日 8:30～17:15	○
	窓口延長後閉庁時間 19:00～翌日8:30	×		窓口延長日 8:30～19:00	○

介護保険料について

介護保険制度は、皆さんに納めていただいている介護保険料と、国、県、構成市町（一関市・平泉町）の公費で支えられています。

65歳以上の方（第1号被保険者）

① 介護保険料決定の仕組み

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護保険サービスに必要な経費を基に基準額6,155円と定め、所得に応じた調整率を乗じて年額の介護保険料を算出します。

※年額介護保険料は対象者の所得に応じて、13段階に分けられます。詳細な額は納入通知書等をご確認ください。

② 保険料の納め方

納め方は、受給している年金（老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金）の年額によって異なります。

年金が年額
18万円以上の方

【特別徴収】 保険料の年額を年6回に分けて、年金の支払い月（4・6・8・10・12・2月）に、年金から天引きになります。

特別徴収に該当する場合でも、一時的に納付書で納めていただく場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった。

➡ 増額分を納付書で納めます。

●年度途中で65歳になった。
●年度途中で老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった。
●年度途中で他の市町村から転入した。
●年金が一時差し止めになった。
●年度途中で保険料が減額になった。

➡ 概ね6カ月～12カ月間は納付書で納めます。



年金が年額
18万円未満の方

【普通徴収】 組合が送付する納付書で、金融機関で納めます。

口座振替で納めることもできます。（口座振替の開始は、通常、申し込みの翌月からになります。）

◎口座振替の手続きは、金融機関の窓口で申し込みを行ってください。

- 介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
- 取扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

40～64歳の方（第2号被保険者）

第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合、健保組合など）の算定方式により決まります。

国民健康保険に
加入している方

介護保険料は、国民健康保険の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、医療保険分と合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の医療保険に
加入している方

医療保険ごとに設定されている介護保険料率と、給与（標準報酬月額）・賞与（標準賞与額）に応じて決められ、医療保険の保険料と合わせて給与・賞与から徴収されます。

介護保険料を納めないでいると…

1年以上滞納すると

利用したサービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6カ月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。

2年以上滞納すると

介護保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。

納付が難しいときはお早めにご相談ください！

住み慣れた地域で、元気に暮らしていきたい

普段の生活に気を付けていても、「自分や家族に介護が必要になったらどうしよう」と心配になります。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです。

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、さまざまなサービスを利用できます。

介護サービスを利用するまでの流れ

① 要介護認定の申請

介護サービス・介護予防サービスを利用するには、まず要介護認定の申請が必要です。申請はご本人のほか、ご家族でも可能です。

申請窓口

一関市 長寿社会課

各支所 市民福祉課

平泉町 保健センター

ご本人や
ご家族が
申請



次の場所では、申請の代行を依頼することができます。

地域包括支援センター（9ページ）

居宅介護支援事業所

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）

申請に必要なもの

- 申請書（上記の申請窓口へ設置）
主治医の氏名、医療機関（病院）の名称・所在地・電話番号の記入が必要です。かかりつけの医療機関に確認しておきましょう。
- 介護保険被保険者証
- 医療保険の被保険者番号が確認できるもの
- マイナンバーが確認できるもの

② 認定調査・主治医意見書

【認定調査】

組合または委託先の介護認定調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態や生活の様子、家族、居住環境などの調査を行います。

訪問日は、申請受付後にご本人またはご家族と電話により相談して決めます。

※電話および調査は平日の午前9時から午後4時の間に行います。

【主治医意見書】

組合が、申請書に記入いただいた主治医に、心身の疾病または負傷の状況などについての意見書の作成を依頼します。

※通院の状況などにより、意見書の到着までに時間がかかる場合があります。

③ 審査・判定

【一次判定】

調査の結果と主治医意見書の項目からコンピュータで判定します。

【二次判定】

一次判定の結果や主治医意見書を基に、保健、医療、福祉の専門家が審査し、要介護度（介護や支援が必要な度合い）を決定します。

④ 結果の通知

認定申請の結果は、ご本人に郵送します。

⑤ ケアプラン等の作成

次の区分によりケアプラン（サービスを利用するための計画）を作成します。

要介護1～5と認定された方

介護サービス（日常生活の手助けや施設に泊まるサービスなど）を利用できます。

- 自宅で暮らしながらサービスを利用したい場合
居宅介護支援事業所などに依頼し、ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプランを作成してもらいます。
- 介護保険施設に入所したい場合
介護保険施設に直接申し込みます。

要支援1・2と認定された方

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス（8ページ）を利用できます。
地域包括支援センターに相談し、ケアプランを作成してもらいます。

非該当（自立）と認定された方

一般介護予防事業を利用できます。基本チェックリストで事業対象者になった場合は、加えて介護予防・生活支援サービスを利用できます。

⑥ サービスの利用

ケアプランに基づいた必要なサービスを利用した場合は、かかった費用の1～3割が自己負担となります。

⑦ 更 新

要介護認定には有効期間があります。認定者の状況に応じて、3～48カ月の期間が設定されます。

- 引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間の満了日の60日前から更新の申請ができます。（「更新申請」といいます。）
※有効期間の満了日のおおよそ2カ月前に郵送でお知らせします。
- 心身の状況に変化があり、要介護度の見直しを希望する場合は、有効期間の途中でも申請をすることができます。（「区分変更申請」といいます。）
- 更新申請も区分変更申請も①から④までの手続きで認定を行います。
- 申請の際は、ご利用中のケアプラン作成先（居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・入所中の施設など）に、あらかじめご相談ください。



（①へもどる）

介護予防・生活支援サービスの内容は？

要支援1または2の方、基本チェックリスト（※）により事業対象者となった方に生活支援などの多様なサービスを提供します。

※基本チェックリストとは、65歳以上の方が自身の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかを、25項目からなる質問票で確認するものです。

- 訪問型サービスとは、ホームヘルパーなどに自宅を訪問してもらうサービスのこと
 - 通所型サービスとは、施設などに通って受けるサービスのこと
- | | | |
|------------|---|-------------------------------|
| 訪問型
通所型 | { | 介護サービスとは介護サービス事業所が提供するサービス |
| | | サービスAとは緩和された基準の中で提供するサービス |
| | | サービスBとは住民が主体となって提供するサービス |
| | | サービスCとは保健、医療の専門職が行う短期集中型のサービス |
| (訪問型のみ) | | サービスDとは移動支援を行うサービス |

生活支援コーディネーター

ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加
困りごとの複雑化、多様化

求められる様々な生活支援

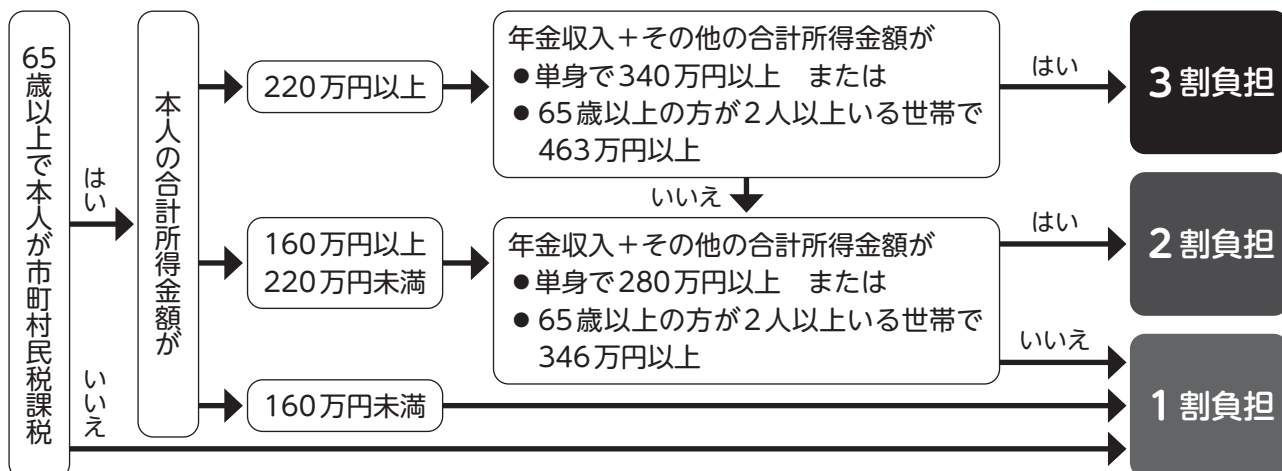
組合では、高齢になっても誰もが地域で安心して暮らせるよう、多様な主体（※）による支え合い活動などの生活支援体制づくりを目的に、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が日常生活で必要とするサービスの把握や地域課題の収集、地域資源の発掘、地域における生活上の課題に関する話し合いへの参加・支援などを行っています。

※多様な主体：住民やボランティア、事業者、法人など

生活支援コーディネーターのお問い合わせ先

担当区域	担当課の名称	☎電話番号
一 関 市 内	一関市役所本庁 長寿社会課	21-8370
平 泉 町 内	平泉町保健センター	46-5571

介護サービスの利用料の自己負担割合の判定基準



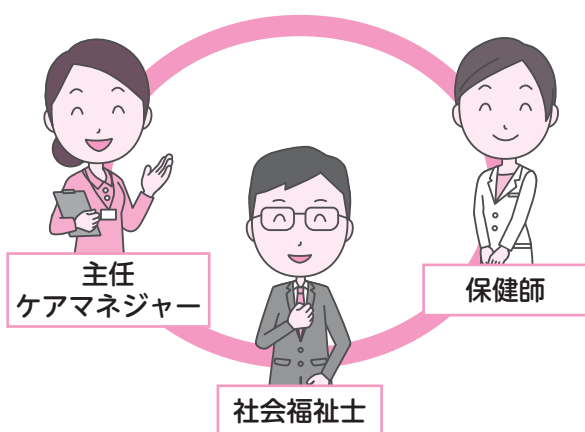
※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

地域包括支援センターは、 高齢者の皆さんの生活をサポートします！

地域包括支援センターは、皆さんが
住み慣れた地域で、安心した暮らしを
送れるよう、介護・保健・医療など、
さまざまな面で必要な援助や支援を
する総合相談窓口です。

専門職の職員が 連携して一緒に考えます

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが
チームとなり、関係機関と連携を取りながら、
総合的な支援を行います。



地域包括支援センターの4本柱

- ① 介護予防ケアマネジメント（介護予防や健康づくりの支援）
- ② 権利擁護（財産や権利を守る支援）
- ③ 総合相談業務（さまざまな相談に対応）
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント（適切なサービス提供への支援）

認知症高齢者等支援

- ① 認知症地域支援推進員の配置
- ② 初期集中支援チームの配置

市町	担当地域	所在地	☎ 電話番号
			📠 FAX 番号
一関市	一関地域 (一関・真滝・舞川・弥栄地区)	さくらまち地域包括支援センター  三関字桜町 36-3 サン・アビリティーズ一関内	☎ 48-3180 📠 31-1165
	一関地域 (山目・中里・厳美・萩荘地区)	一関西部地域包括支援センター ☆  竹山町 7-2 一関市役所内	☎ 21-8618 📠 31-8344
	花泉地域	はないずみ地域包括支援センター 花泉町涌津字一ノ町 29 一関市役所花泉支所内	☎ 36-3021 📠 82-2515
	大東・東山地域	しぶたみ地域包括支援センター 大東町渋民字大洞地 55-8 大東保健センター内	☎ 71-0053 📠 71-1181
	千厩・室根・川崎地域	一関東部地域包括支援センター ☆  千厩町千厩字北方 174 一関市役所千厩支所内	☎ 51-3040 📠 51-3044
	藤沢地域	ふじさわ地域包括支援センター 藤沢町藤沢字町裏 52-2 老健ふじさわ内	☎ 63-3181 📠 63-2094
平泉町	全 域	ひらいずみ地域包括支援センター 平泉字志羅山 8-8	☎ 34-4601 📠 34-4602

☆ 認知症初期集中支援チームが設置されています。



専任の認知症地域支援推進員が配置されています。

お問い合わせ先

各種ご相談・ご連絡などは、下記までお問い合わせください。

分野	名 称	主な業務	所 在 地	☎ 電話番号 FAX 番号
総務	総務管理課	組合全体の統括	〒021-8501 一関市竹山町7-2	☎ 21-2111 FAX 31-3224
介護保険	介護保険課	介護保険料 介護認定審査 介護給付など	○総務管理課・介護保険課 (一関市役所敷地 現業棟2階)	☎ 31-3223 FAX 31-3224
	一関西部地域包括支援センター	介護予防 総合相談など	○一関西部地域包括支援センター (一関市役所1階)	☎ 21-8618 FAX 31-8344
	一関東部地域包括支援センター		〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方174 (一関市役所千厩支所1階)	☎ 51-3040 FAX 51-3044
ごみ・し尿処理	一関清掃センター	ごみ処理 し尿処理	〒029-0131 一関市狐禅寺字草ヶ沢36-41	☎ 21-2157 FAX 21-2158
	一関清掃センター リサイクルプラザ	資源物処理 再生品抽選販売など		
	大東清掃センター	ごみ処理	〒029-0523 一関市大東町摺沢字南長者101-1	☎ 75-3149 FAX 75-2833
	川崎清掃センター	し尿処理	〒029-0202 一関市川崎町薄衣字石船渡133	(大東清掃センター) ☎ 75-3149 FAX 75-2833
	舞川清掃センター	最終処分	〒021-0221 一関市舞川字河岸101-2	(一関清掃センター) ☎ 21-2157 FAX 21-2158
	花泉清掃センター		〒029-3102 一関市花泉町金沢字滝ノ沢40-4	(大東清掃センター) ☎ 75-3149 FAX 75-2833
	東山清掃センター		〒029-0303 一関市東山町松川字吉兆所52-1	
火葬場	釣山斎苑	火葬 (指定管理)	〒021-0874 一関市字釣山30-1	☎ 21-2159
	千厩斎苑		〒029-0803 一関市千厩町千厩字東小田334-2	☎ 52-2426

【公式 LINE】



新しい一般廃棄物処理施設の施設整備に関する説明会のお知らせなど情報発信をしています。

【編集・発行】

一関地区広域行政組合 総務管理課

【印刷】

株式会社一関プリント社

一関市青葉一丁目7-24 TEL 23-4586

※この組合広報紙は、令和7年3月1日現在で作成したものです。